

請求権問題に関する日本側提案に対する韓国側異見

(一) 第五回会議において、日本側より提出されたる「財産及び請求権の処理に関する協定の基本要綱」およびその説明要旨に対し、韓国側は、つぎのようにその異見を開陳する。

(二) 韓日両国間の請求権問題を解決する關鍵が、日本側の皆掃するが如く、日本が平和条約第四條B項によつて承認した在韓美軍政庁の出した法令第三十三号の精神の認識如何に、懸つてゐるということ、は、全くその通りである。

(三) 日本側は、前記法令第三十三号が、韓国にある日本財産は、美軍政庁に *Vested in and owned by* 一帰属され所有されてゐる」と規定してゐることに對し、これは、没收の爲の所有権取得ではなくして、財産管理としての信託的所有権の取得である、と主張するのである。しかしながら、同法令においては、日本の主張を裏づけるに足る何等の文言もないのみか、却て、逆に、普通の財産管理令には、その

例を見難い軍政庁による所有権の取得を、明文をもつて積極的に規定してゐるのである。しこうして、美軍政庁のその後の措置、すなわち、これら帰属財産全部を一売却したもののについては売却金もあわせて、一九四八年九月十一日付韓美協定に基き、無条件に、しかも、大韓民国国民の福利のために使用するようにとの要請の下に、大韓民国に移転し与えた事実をおもひ合せるならば、日本側の主張は何等の根拠をも持たないのである。

(四) ここにおいて、しばらく、平和条約における日本の在外資産に対する連合国の処理方式を觀るならば、まず連合国にあるそれは、第十四條にこれを規定して、連合国にその最終的処分権を与へ、私所有権者は、僅かに各連合国がその国内法をもつて与うる権利のみを保有せしめ、つぎに、中立国および枢軸国にあるそれは、第十六條にこれを規定して、私所有権者には何等の権利をも与えずして、これを挙げて、赤十字国際委員会に引渡し、さらにつぎに解放国家で

ある大韓民国にあるてれについては、第四條によつて日本をして前記法令第三十三号の措置、すなわち、韓国にあるすべての日本財産を美軍政庁の所有に帰属せしめた措置およびその後これを大韓民国に移転した措置を承認せしめたのである。すなわち、連合国は、日本のその本来の領土の外にあるすべての財産を、世界的に非日本化する措置の一環として、韓国においては、法令第三十三号の措置をしたのである。しこうして、このいづれかの処理方式においても、私所有権は無視、あるいは少くとも輕視されてゐるのである。

これに対し、日本側は連合国、中立国、および枢軸国にある資産については、これをその国内法によつて没收することは、國際法上の敵国私有財産不没收の原則に違反するのであるが、平和條約によつて、かかる処分を日本が合意したから、初めて可能になつたのであるとして認めながら、韓国にある資産の処理の場合は、

これを認めないのである。すなわち、美軍政庁が、その命令をもつて私所有権を没收することは、ヘーグ陸戦法規第四六條の私所有権不没收の原則に違反するのであつて、これを認めることは出来ない。なぜなら、日本は、占領軍が國際法上適法に行つた財産の処分のみを有効と認めたのであつて、國際法上占領軍に認められていない処分まで合法と認めたのではないからだ、とするのである。

しかしながら、日本は、平和條約第四條B項によつて、美軍政庁の命令をそのまま承認したのであつて、何等の留保を附してはいないのである。だから、日本側説明の設例を借りていうと、アメリカの国内法たる財産管理法によつて、日本の資産を没收したならば、これは國際法上の財産不没收の原則に違反するのであるが、日本が、第十四條によつてこれに合意したことにより、その財産が引渡になつたのであるとするならば、韓国の場合、美軍政

府が法令第三十三号によつて日本の資産に対しその所有権を最終的に取得したことが、たとへ私有財産不没收の原則に抵触するものとしても、アメリカの場合とまさに同じ理由によつて、すなわち、日本が第四條によつてこれを承認することによつて、その措置が法的に可能になつたわけである。第四條B項の「承認」は第十四條、第十六條の合意とその性質において何も変らない。美軍政府による処分が、たとへ国際法を越ゆるものであつたとしても、それを日本が締結条件に承認したのは、連合国にある財産について連合国がなす処分が国際法に触れるものであつても、日本がこれに合意するのと、その性質はひとしいではないか。

(四) しかも、日本側が、ヘーグ陸戦法規第四六條私所有権不没收の原則、敵国財産不没收の原則、さらには人権宣言第十七條にいわゆる私所有権の尊重の思想を、伝家の宝刀として持出しながら、前記の諸場合、私所有権を没收されても、その私所有者自身で

はなしに、日本国がこれに同意するだけによつて、直ちに、これらの原則はなお破れずに維持されたことになる、ということに対しては、疑念を得ない。なぜなら、国家といえども国民の財産をほしいままに処分することができないようにすること、これらの原則の要請の一つであるからである。

従つて、それよりは、むしろ戦争終了後敗戦国の在外資産について、それが私所有権である場合においても、前記諸原則とは全然違つた見地から、これをその国から切離す措置をする原則が、国際法上、すでに、第一次大戦の時から形成され始め第二次大戦後にいたり確立したものと端的に見るべきであらう。

在外資産の処理は、私所有権尊重の思想にもかかわらず、さらに強く高い理想に基いて、その国の本来の領土の外にある財産についてのみ行われるのである。韓国の場合、日本あるいは日本人の財産に對してのみ、かかる措置が行われたのであつて、韓国

び韓国人の財産、また日本本来の領土にある日本財産については、私所有権尊重の思想が充分に保持されているのである。日本側はかかる歴史的現実には目を向けずして、法令第三十三号について日本に便利な解釈を引出すに急のあまり、法令第三十三号による所有権の最後の取得の措置およびかかる所有権の大韓民国への無条件譲渡をもつて、国際法違反と断定するのは、韓国側としては遺憾の意を表せざるを得ないのである。

(六) 要するに日本が平和条約第四條B項によつて承認したる美軍政庁法令第三十三号によつて、一九四五年八月九日、あるいは其の後韓国にある日本および日本人のすべての財産は、一九四五年九月二十五日付をもつて、美軍政庁に帰属しその所有となり。一九四八年九月十一日付韓美協定に基き、大韓民国の所有となつたのである。従つて韓国には日本あるいは日本人の財産は何もないのである。だから平和条約第四條A項による特別取扱は、韓国および其の国民の日本あるいは日本国民に対する請求権の処理がその対象となるわけである。同項が相互的協定の如き表現を取つてゐるのは、同項が韓日間の請求権の問題のみではなく、第二条、第三条掲記の諸地域に日本との間の問題を包括的に規定したためすぎない。

(七) 韓国が帰属財産に対しその国策に基き処分したのは、叙上の如く自己に帰したる所有権に基く行為である。

(八) 以上において、韓国側の根本的立場を、日本側の意見との関連において明らかにしたが、要するに、韓国側としては、日本側の考え方は、その根本において未だ旧支配関係の特性から止揚されていないという印象を深くせざるを得ない。一九四五年八月九日現在韓国の富は、その大部分が、日本あるいは日本人の所有であつた事実を、日本は正当なる状態として、このままの權利を主張し、今これについて韓国側の再確認を求めることは、すなわち新

しい経済的併合を結果するものであり、カイロ宣言にいう奴隷状態の新しい承認を求むるものである、といわざるを得ない。

(九) 本委員会は、分科委員会ではあるが、韓日両国間の財産及び請求権問題の論議にあたつては、この問題の含む政治的意義の充分なる認識から出発せねばならない。平和条約第四條B項は、同項二条A項と照応して、韓国の政治的経済独立への考慮の上に規定されたものである。従つて、この条文に対し疑義をさしはさむことは、韓国の政治的経済的独立に対し疑義をさし挿むことである。

一註 この文書は韓国代表部より受理したものをもそのまゝ複製したものがある。